

議会運営委員会

日 時 平成 2 8 年 2 月 2 2 日 (月) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 平成 2 8 年 3 月亀岡市議会定例会について

(1)招集告示 2 月 2 2 日 (月) 告示第 号

(2)開 会 2 月 2 9 日 (月)

2 3 月定例会提出議案の概要説明

(1)概要 別添

3 3 月定例会日程案について 【別紙 NO.1】

(1)一般質問通告期限 2 月 2 9 日 (月) 正午

(2)請願書提出期限 2 月 2 9 日 (月) 午後 5 時

(3)質疑通告期限 (当初提案議案分)

3 月 9 日 (水) 一般質問終了時

(4)討論通告 (3 月 14 日採決分)

3 月 1 1 日 (金) 常任委員会終了時

(5)意見書等提出期限 3 月 2 4 日 (木) 正午

(6)討論通告 (閉会日採決分) 3 月 2 5 日 (金) 午後 4 時

4 開会日 (2 月 2 9 日) 本会議議事日程について

(1)議事日程

諸報告 (理事者出席要求)

市民憲章唱和 奥村議員 (入れる事)

第 1 会議録署名議員指名 (齊藤議員、馬場議員)

第 2 会期決定

第 3 第 1 号議案から第 5 8 号議案まで (提案理由説明) 施政方針演説

5 一般質問について

(1) 質問時間

【3月定例会】

質問配分時間（答弁時間含まず）

< 先例 >

- 代表質問 1 会派 40 分 [一括質問方式]
- 個人質問 1 人 20 分会派に割り当て（1 人 30 分上限）

会派順及び個人質問会派配分時間

・新清流会	（ 8 人 ）	1 6 0 分
・共産党議員団	（ 3 人 ）	6 0 分
・緑風会	（ 2 人 ）	4 0 分
・公明党議員団	（ 2 人 ）	4 0 分
・会派に属さない議員	各	2 0 分

(2) 一般質問日程

8 日（火）代表質問

9 日（水）～ 1 1 日（金） 個人質問

個人質問者数 1 6 人 以下の場合は 9 日・1 0 日のみ

(3) 一般質問通告書

○ 記入について【別紙 NO. 2】

会派内調整（重複等）

- 事務局へメール送付

参考（16 人以下の例）	
1 日目	4 人（代表）
2 日目	8 人（個人）
3 日目	8 人（個人）

(4) 会派内質問順序

- 2 月 2 6 日（金）までに事務局へ連絡

6 3 . 1 1 黙祷について

- 3 月 1 1 日（金）午後 2 時 4 6 分 東日本大震災被災者追悼
（委員会開催中の見込み）

7 予算審査について

(1)審査体制（案）

- ・ 予算特別委員会
- ・ 設置日 3月10日(木)又は11日(金)一般質問終了後
- ・ 委員数 人(11人)
- ・ 委員選出(会派割当て人数)【別紙№3】

新清流会 (11人)	人(6人)
共産党議員団(4人)	人(2人)
緑風会 (4人)	人(1人)
公明党議員団(3人)	人(1人)
会派に属さない議員(2人)	人(1人)

委員選出届期限 2月29日(月)午後5時

(2)審査日程等

- ・ 日程(案)【別紙№4】
- ・ 審査資料「施策の概要」2月24日配付予定

8 後期基本計画審査について

(1)審査体制（案）

- ・ 特別委員会
- ・ 設置日 3月10日(木)又は11日(金)一般質問終了後
- ・ 委員数 人
- ・ 委員選出(会派割当て人数)【別紙№3】

新清流会 (11人)	人(5人)
共産党議員団(4人)	人(2人)
緑風会 (4人)	人(2人)
公明党議員団(3人)	人(1人 もしくは 2人)
会派に属さない議員(2人)	人(1人)

委員選出届期限 2月29日(月)午後5時

(2)審査日程(案)

- ・ 3月15日(火)
25日(金)予備日

< 参考：前回 >
(名称)
第4次亀岡市総合計画特別委員会
(委員構成) 14人

9 陳情・要望について

- (1)軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情【別紙№5】
- (2)宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書（議長供覧）

10 費用弁償について【別紙№6】

- (1)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

11 各審議会委員等の推薦について（推選依頼）

- 亀岡市防災会議委員（3名：議長、総務文教委員長、産業建設委員長）
- 平成28年6月1日～2年間

12 議会運営委員会の行政視察について

- 視察時期
- 視察先候補

13 亀岡市議会中学生議会（案）について【別紙№7】

14 議長の定例記者会見（案）について【別紙№8】

15 その他

- 議場内撮影許可申請
- 本日の会議予定
議運終了後 幹事会
14:00～ 会派会議
15:00～ ブロック会議（開催の必要があれば）
ブロック会議終了後 広報広聴会議
- 明日の会議予定
10:00～ 総務文教常任委員会
13:30～ 産業建設常任委員会

平成 2 8 年 3 月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
22	月	< 定例会招集告示 > 10:00 議会運営委員会（市長出席） 13:00 幹事会 14:00 会派会議 終了後 ブロック会議、広報広聴会議	定例会日程、議事日程、議案概要 予算特別委員・ 総計特別委員 選出、議会費予算 議運・幹事会報告
23	火	10:00 総務文教常任委員会（月例） 13:30 産業建設常任委員会（月例）	
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月	10:00 本会議【定例会開会】	諸報告、署名議員、会期決定、施政方針・提案理由説明 < 一般質問通告期限 12:00 > < 請願提出期限 17:00 > < 予算特別委員・ 総計特別委員 届出期限 17:00 >
3/1	火		
2	水	常任委員長会議	
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月	13:00 正副議長議案調整（市長出席） 14:00 議運事前調整	追加議案
8	火	10:00 【一般質問（代表）】	
9	水	10:00 【一般質問（個人）】 議会運営委員会(市長出席)・幹事会	追加議案概要、3/11,14議事日程 < 質疑通告期限 一般質問終了時 >
10	木	10:00 【一般質問（個人）】	
11	金	10:00 【一般質問（個人）（予備日）】 予算特別委員会 総計特別委員会 3 常任委員会	提案理由（補正）、質疑・付託、予特・総計特別設置 正副委員長の互選 “ 付託議案（補正予算）審査 < 討論通告期限 委員会終了時 >
12	土		
13	日		
14	月	10:00 3 常任委員会 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 本会議【補正予算採決】 3 常任委員会 （終了後）予算特別委員会、 総計特別委員 会 事前調整	委員長報告、付託議案審査、視察日程 採決・討論順序 予算特別委員長・ 総計特別委員長 名報告、補正予算採決 議案審査
15	火	総計特別委員会	
16	水	10:00 予算特別委員会	〔市長～各部長〕説明、予算審査
17	木	10:00 予算特別委員会	予算審査
18	金	10:00 予算特別委員会	予算審査
19	土		
20	日	春分の日	
21	月	振替休日	
22	火	10:00 予算特別委員会	予算審査
23	水	10:00 予算特別委員会	予算審査、重点事項まとめ
24	木	10:00 予算特別委員会 13:00 会派会議 予算特別委員会（採決）	最重点事項質疑答弁〔市長～各部長〕 討論～採決 < 意見書等提出期限 12:00 >

平成 2 8 年 3 月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
25	金	（委員会予備日） 10:00 人事議案調整(市長出席) 11:00 議運事前調整 （未定）会派会議 13:30 幹事会(市長出席)、議会運営委員会	人事議案 （各委員会報告等） 閉会日程、意見書案、討論通告、審議会委員推薦 < 討論通告期限 16:00 >
26	土		
27	日		
28	月	10:00 予算特別委員会、 総計特別委員会 3 常任委員会 議運事前調整 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 P M 本会議【定例会閉会】 本会議終了後 広報広聴会議	委員長報告確認 委員長報告確認 採決・討論順序、次回定例会日程 議案（予算含）採決

一般質問が3日間の場合、10日(木)一般質問終了後、本会議及び特別委員会を開催。
 予算特別委員会の会議内容欄は過去開催分を参考に記載、変更する場合がある。

平成 28 年 月 日

亀岡市議会議長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 様

亀岡市議会議員 ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成 2 8 年 月定例会 一般質問通告書

会派名：○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（ 一 括 ・ 一問一答 ）

次のとおり通告します。

体裁

- ・字体：MSゴシック・フォントサイズ10・全角英数字
- ・表のサイズを変えない。
- ・ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問の意図が伝わるよう、まず、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を3～5行以内に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項	質問項目	答弁者
1 ○○○○について 旨に係る項目を（スペース）・「について」等で記入。 順序は、機構の建制順を原則とするが、質問意図による順序立てする。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ そして、質問内容を(1)(2)...の箇条書きの質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とならない。)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 質問事項の答弁者を記す。 ・市長 ・担当副市長 ・病院事業 ・教育委員 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な箇所と認識しているか。 (3) 空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を行っているのか。 (4) 空き家の管理や処分を行う条例を制定する考えはあるか。	市長 所管部長

組織機構の建制順

政策推進室・企画管理部・生涯学習部・総務部・環境市民部・健康福祉部・産業観光部・まちづくり推進部・会計管理室・上下水道部・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会等

注意点（先例・申合せ 118）

- ・ 質問は、具体的に記載すること。
- ・ 質問項目は、市政における一般事務の範囲内であること。
- ・ 質問項目は、会派内で重複しないこと。

予算特別委員構成＜第１６期＞

年	会派	新清流会	共産党議員団	緑風会	公明党議員団	会派に 属さない議員	定数
27年 委員名		5人	2人	2人	2人	1人	12人
		奥村泰幸 小松康之 小島義秀 明田 昭 堤 松男	田中 豊 並河愛子	平本英久 竹田幸生	山本由美子 富谷加都子	酒井安紀子	
28年 委員名		6人	2人	1人	1人	1人	11人
		小川克己 奥野正三 福井英昭 齊藤一義 菱田光紀 石野善司	馬場 隆 三上 泉	木曾利廣	藤本 弘	湊 泰孝	

（総合計画）特別委員構成

会派	新清流会	共産党議員団	緑風会	公明党議員団	会派に 属さない議員	定数
会派人数	11人	4人	4人	3人	2人	人
委員数	人	人	人	人	人	
委員名						

< H 2 8 . 3 > 予算特別委員会審査日程(案)

日	予定時刻	項目
【1】 3月16日(水)	10:00 ~	あいさつ
	10:10 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
【2】 3月17日(木)	10:00 ~	〃
【3】 3月18日(金)	10:00 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
【4】 3月22日(火)	10:00 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
	13:00 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
	15:00 ~	委員間討議項目一覧委員配布
	15:30 ~	現地視察検討・決定
	15:45 ~	市長質疑項目検討・決定
		(現地視察)
【5】 3月23日(水)	10:00 ~	現地視察
	11:40 ~	市長質疑項目確認 (事務整理)
【6】 3月24日(木)	10:00 ~	市長質疑
	13:00 ~	会派会議
	14:00 ~	討論・採決

・市長質疑項目の執行機関送付は3月23日(水)15:00の予定

陳 情 書

平成 28 年 1 月 4 日



亀岡市議会 議長 西口 純生 様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町 3-12-33
軽度外傷性脳損傷仲間会
代表 藤本 久美子

賛同者

全国柔道事故被害者の会 代表 村川 弘美
「指導死」親の会 代表 安達 和美
同 上 代表 大貫 隆志
ラグビー事故勉強会 同

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

陳情の趣旨

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが転倒、自動車事故、またはその他の日常の活動中に受傷する場合があります。サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム (UMHS) は、米国では毎年約 380 万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定しています。

2007 年、世界保健機関 (WHO) の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間 1000 万人の患者が発生していると推測されており、今後 2020 年には世界第 3 位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間後に発症することもあります。(一般的な認識の「意識消失」は脳しんとうの中で 10% 以下 (IRB 脳震盪ガイドライン) でしか見られません)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、神経因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなりますし、死に至る場合 (セカンドインパクト症候群) もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

平成 24 年 7 月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、

うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの2者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します

記

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

脳震盪及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1ー〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、〈PocketSCAT 2 (別紙参照)〉の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2ー〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、〈Scat3 (12歳以下の場合はChildScat3) (別紙参照)〉を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3ー〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4ー〈園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実地〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
文部科学大臣	

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（IRB脳震盪ガイドライン）でしかみられません。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat2やScat3において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、PocketScat2に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの2者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望

します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1－〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、〈PocketSCAT 2 (別途解説)〉の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2－〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、〈Scat3 (12 歳以下の場合は ChildScat3) (別紙参照)〉を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3－〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4－〈園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2016 年 月 日

亀岡市議会

議員の皆様へ

旧年中は、軽度外傷性脳損傷に関する意見書等の採択に向けて、ひとかたならぬご尽力を賜りまして、本当にありがとうございました。おかげさまで全国 300 ヶ所を超える自治体で、ご検討の上ご採択を頂くことができました。軽度外傷性脳損傷を抱える本人はもとより、それを支える家族や支援者にとりましても、心強い限りでございます。心から感謝申し上げます。

さて今回は、要望を一步進めて、これからの未来を担う、子供たちを守るための＜予防＞に注目した提案をお願いしたいと思います。

- ① 学校現場における根性論・精神論の撤廃、科学的・医学的な教育方針の導入の実地。
 - ② 脳しんとうを疑った時の、脳神経外科・神経内科による検査・診断の実施。
 - ③ 脳しんとうについて、自治体の窓口での相談可能化と、家庭・医療・教育の連携の推進とバックアップ体制の確立。
 - ④ 教育現場で発生した重大事故の繰り返しの防止。（第三者機関による調査と開示）
- 以上 4 点について、ご検討頂きたく存じ上げます。

尚、今回の陳情書につきまして、名古屋大学大学院教育発達科学研究科の准教授であります、内田良先生よりお言葉を頂いておりますので、併せて拝読して頂ければ幸いです。

つきましては、予算審議もおありになると思いますが、予算委員会や厚生委員会等での現状掌握のご発言に併せて、3 月の定例議会での意見書の採択に向け、ご準備をしていただければ幸いです。

内容その他ご不明のことがありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

尚、ホームページの方に意見書・陳情書・請願書のサンプル、資料等もご用意させていただきますので、ご活用下さいませ。

今後とも温かいご支援をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

軽度外傷性脳損傷仲間の会

代表 藤本久美子

電話 090-5468-1311

ホームページ: <http://www.mtbi-wjp.net/>

E-mail: mtbi_wjp@yahoo.co.jp

「スポーツにケガはつきもの」ではなく

名古屋大学 内田良

「軽度外傷性脳損傷仲間の会」による陳情書・意見書（案）は、これまで私たちが、「スポーツにケガはつきもの」と見過ごしてきたことを、可視化させてくれるものです。

2011年冬から2012年春頃にかけて日本全国で話題になった柔道による重大事故の実態は、医療界やスポーツ界に衝撃を与えました。今日、脳神経外科医や柔道家、アスレチックトレーナーらが、スポーツ時の脳振盪や急性硬膜下血腫について活発に意見を交換しています。

思い起こせば、柔道の事故も、「スポーツにケガはつきもの」として放置されてきました。全日本柔道連盟刊『柔道の安全指導』の巻頭言を見ると、2006年版（第1版）では、重大事故の「原因はほとんどが不可抗力的なもの」と評価されていました。しかし、2011年版（第3版）では、そうした態度はすっかり消えました。「受傷者の苦痛や家族の負担を考えたとき、不可抗力や避けることのできないこととして責任を回避することが許されるものではありません。事故要因の分析は、指導者や管理者が安全対策を講じるうえで欠かせないことです」と、事故防止のための明確な意志が読み取れます。「頭部・頸部の怪我」が「重大事故に直接結び付くと考えられる」とされ、その発生機序や予防策に多くのページが割かれています。

2001年、国際的に定評のある医学雑誌 British Medical Journal は、“accident”という言葉の使用を禁じました。「accident とはしばしば、予測できない、つまり偶発的な出来事または神の仕業であり、それゆえに回避できないことと理解されている。しかし、たいていの傷害や突然の出来事というのは予測可能であるし、防御可能である」（Davis, R. M. and B. Pless, 2001, Bmj Bans "Accidents": Accidents Are Not Unpredictable）という姿勢です。「ケガはつきもの」と一蹴するのではなく、事故に向き合い、事故を防ぐことはできなかったのかと丁寧に検証することが大切です。

脳震盪は、日本ではまだ議論が始まったばかりの新しいトピックです。だからといって、暢気に構えていてはなりません。なぜなら、脳震盪は致命傷にもなりうる重大な事態だからです。私たちが暢気に議論をしていては、また重大な事故が起きてしまうのです。学校現場やスポーツ指導の現場を変えていくために、行政からの積極的な働きかけを強く求めます。

脳しんとうの知識の普及を一急性硬膜下血腫の予防のために

全国柔道事故被害者の会

<http://judojiko.net/>

「毎年 4 人の子どもが亡くなり、10 人に重い障害が残る柔道事故」という報道に、世間が驚愕したのは 2012 年。中学校における武道必修化の直前です。その死因の多くが頭部外傷—急性硬膜下血腫でした。

その後、柔道の死亡事故の発生は 3 年半の間 0 件でしたが、2015 年にまた、脳しんとうのサインを見過ごしたことに起因する、急性硬膜下血腫の死亡事故が起きました。

急性硬膜下血腫の受傷者の 7 割が死亡し、生き残った患者の 8 割に重い障害が残ります。

けれど、脳しんとうの段階で適切な対応をしていれば、重篤な事故は 100%防げます。

もうこれ以上の犠牲者を出さないために、当会は、全国の子どもに関わる方々すべてに向けて、以下の要請を致します。

1、教育の現場における脳しんとうの知識の普及を

—子どもの頭部外傷については、家庭・顧問・担任・養護教諭等間で情報を共有する
(セカンドインパクトシンドロームの予防のため)

2、家庭への脳しんとうの知識の普及を

—子どもと保護者も啓発し、以下のことを徹底させる

- ・頭を打ったら、競技をやめて即休む。
- ・頭を打ったことを、保護者・先生に知らせる。
- ・頭を打ったり激しく回転させた後、何か症状があったら、即脳神経外科を受診する

3、学校における保健体育の教材に、「脳しんとうについての説明と、これを見過ごした場合の恐ろしさ」についての記載を入れる。

4、急性硬膜下血腫をはじめとする、重篤なけがや事故の、国への届け出制度の確立。

さらに、これらの情報の集約・分析後、その結果を、教育の場へフィードバックすること。

脳しんとうの知識を持つことは、スポーツのみならず、日常生活においても役に立ち、一生涯身を守る事につながります。ひいては、子どもたちが親になった時に、その子どもを守ることに也有利于ます。脳しんとうについて周知した社会になることを願って

【脳しんとうを軽視したために、最悪の結果を招いた柔道事故事例】

- ・初心者で入部8日目に投げられて頭痛発症。脳神経外科で脳震盪と診断され、練習を休むように指示される。1週間後に練習を再開したが、最初の受傷から11日目に再度頭痛。その後も17、18日目に頭痛や食欲不振。最初の受傷から18日目に荷物番として応援に出かけた柔道大会で、試合前に選手達のウォーミングアップの相手として急に駆り出され、53kgも体重差のある大将から大外刈りで投げられ、急性硬膜下血腫を発症して遷延性意識障害（植物状態）となる（高校1年男子）。
- ・柔道初心者。柔道部に入部した一か月後の練習中に頭部を打ち、頭痛が続いたので、救急外来と脳神経外科外来を受診。CT検査で異常なし。定期試験後に再開した練習中再度頭を打ち、また頭痛が続くので、脳神経外科を受診。医師から練習の休止は指示されず。次の日、乱取り中、体格差のある上級生に大外刈りで投げられ、後頭部を強打し、急性硬膜下血腫を発症して、死亡（高校1年男子）
- ・柔道部に入ろうと考えて見学に行った地域の柔道場で、2日目に大外刈りをかけられて急性硬膜下血腫を発症。微小な出血だったため手術は行わず経過観察入院をする。主治医からセカンドインパクト症候群の恐れなどの説明があり、1か月間部活を見学。その後顧問に別メニューを依頼して部活を再開したが、その2週間後受身の練習中に「気持ちが悪い」と言って意識消失。急性硬膜下血腫と脳挫傷を発症して死亡。（中学1年男子）
- ・合宿1日目に足を怪我して頭も打ったようで、次の日から強い頭痛を訴えたが病院を受診させてもらえず、5日目の最終日に副顧問に投げられて急性硬膜下血腫を発症。しかし通路に20分も放置されて遷延性意識障害となる（高校1年女子）。
- ・上級生から変則的な大外刈りをかけられ頭を強打。頭を抱え込んで痛がっているのに、指導者は稽古を続けさせ、再度投げられて意識を失う。しかし指導者は熱中症と勘違いして扇風機の前に放置し、急性硬膜下血腫で死亡（中学1年男子）。
- ・昇段審査会で終了後に体調不良を訴えたが、道場外のロビーに放置された。友人からの連絡で迎えに来た母親が119番通報。急性硬膜下血腫を発症しており、遷延性意識障害となる（高校1年男子）。
- ・上級生に乱取りと称して柱に叩きつけられたりして意識を失ったが、保健室に寝かされたままで放置。学校に呼ばれた母親が自ら119番通報。急性硬膜下血腫で遷延性意識障害となる（中学1年女子）。
- ・柔道部顧問に7分間休み無しに投げられ、その間に袖車絞め（気管を絞める絞め技）で2回落とされた。しかし顧問は叩いて意識を戻すとさらに投げ続けて再度意識を失わせた。稽古の邪魔になるとの理由で、顧問は意識を失った生徒の袖とズボンを掴んで柔道場の隅まで引きずった。急性硬膜下血腫や脳挫傷を発症して、高次脳機能障害で障害者手帳2級。（中学3年男子）。

どの事例も、脳しんとうの時点で適切に対処していたならば、全員助かっていた。
指導者はもちろん、保護者も本人も、脳しんとうの恐ろしさを学ぶ必要がある。

費用弁償条例の一部改正について

【改正方針（案）】

- (1) 会議出席時の費用弁償の規定は、公務のための旅行（第 1 項）と区別して、第 2 項に追加する。また、これまでの議運での検討経過を踏まえ、当該費用弁償を「旅費」と表記せず、「交通費の実費相当額」とする。ただし、その取り扱いは公務のための旅行と同様、旅費の例による。
- (2) 職務の範囲は、法に規定のあるもの及び会議規則で定める協議等の場までとする。
- (3) 支給額は、第 1 項と同様に別表によるものとする。ただし、旅費条例に準じたもののため、別表中「 3 7 円」を「 3 7 円又は実費額」とする。
- (4) その他支給方法等に関しては、旅費条例を準用する。ただし、第 3 項の準用規定中、旅費条例第 1 8 条第 2 項及び第 3 項（近距離における日当を支給しない規定）は除外しない。（公務旅行の場合のみ、この規定を除外させ日当を支給する。）
- (5) 施行日：平成 2 8 年 4 月 1 日

【改正案】議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

現行	改正後（案）
(費用弁償)	(費用弁償)
第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。	第4条 （略）
	<u>2 議長、副議長及び議員が招集に応じて本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は亀岡市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第166条に規定する協議等の場に出席したときは、住居から参集場所までの往復の路程に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額を支給する。</u>
<u>2 前項</u> の規定により支給する <u>旅費</u> の額は、別表のとおりとする。	<u>3 前2項</u> の規定により支給する <u>費用弁償</u> の額は、別表のとおりとする。
<u>3 前項</u> に定めるもののほか、 <u>旅費</u> については亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号) <u>中第18条第2項及び第3項の規定を除き</u> 準用する。	<u>4 前3項</u> に定めるもののほか、 <u>費用弁償</u> については亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号) <u>の規定(第1項の旅費にあつては同条例第18条第2項及び第3項を除く。)</u> を準用する。

別表（第4条関係）

区分	交通費			日当	宿泊料（1夜につき）		食卓料
	鉄道賃	船賃	車賃		甲地方	乙地方	
議長・副議長・議員	特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		1 キロメートルにつき 37円 <u>又は実費額</u>	円 2,600	円 14,800	円 13,300	円 2,600

亀岡市議会中学生議会（案）について

- 1 主催 亀岡市議会
- 2 対象 市内の中学生
- 3 答弁者 理事者
- 4 日時 平成28年8月
- 5 所管 広報広聴会議

議長の定例記者会見(案)について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 時期 | 毎定例会閉会后（概ね閉会の30分後） |
| 2 | 場所 | 議長室 |
| 3 | 対象者 | 市政記者クラブ所属各社記者 |
| 4 | 内容 | 定例会を振り返って <ul style="list-style-type: none">・議決の状況・意見書・決議の内容（提案のある場合）・議会報告会の日時・議決責任と説明責任を今後も果たしていく議会の決意
等々 |
| 5 | 実施時期 | 平成28年3月定例会～ |